文書館による資料所在確認調査について

-2018年度の調査結果-

三好 康太*

はじめに

- 1. 資料所在確認調査の概要
 - (1)調査方法
 - (2)調査計画
 - (3)調査の流れ
 - (4) アンケート作成
- 2. 2018年度の資料所在確認調査の結果について
 - (1) 丹生郡(越前町地域のみ)の資料の状況
 - (2) 武生市(越前市)の資料の状況
 - (3) 鯖江市の資料の状況
 - (4) 今立郡 (池田町・旧今立町) の資料の状況
 - (5) 南条郡(南越前町)の資料の状況
 - (6) 資料の散逸要因
- 3. 今後の展望と課題

はじめに

福井県文書館は2003年(平成15)2月に開館し、2018年(平成30)で開館から15年が経過した。この15年間、当館は県に関する歴史的な資料として重要な公文書や古文書、その他の記録を収集・保存し、県民の利用に供するとともに、これらに関連する調査、研究等を行い、学術の振興および文化の向上に寄与するための施設として様々な活動を行ってきた。

当館に所蔵されている資料の大半は1978年(昭和53)~98年(平成10)に行われた福井県史編さん 事業において調査・撮影されたマイクロフィルムによる複製資料である。この事業では、ほとんどの 調査は所蔵者宅あるいは寺院・公民館などの地元の施設で行われ、「資料の現地保存」が原則とされ たため、資料が収集されることはなかった。

現在当館で利用できる資料群は960、古文書数は約190,000件である¹⁾。その一方、未整理の資料群は1,026もあり、これらは所蔵者に公開許諾を得ていないため、利用することはできない²⁾ (**表1**)。

^{*}福井県文書館主事

また、当館へ寄贈・寄託されている資料群は現在79で³⁾、ほとんどの資料が現在も県内外の資料所蔵者によって保管されている。

しかし、当館の開館から15年を経過し、資料をめぐる状況は大きく変化している。まず、開館前に確認した資料所蔵者の代替わりが進んでいることが明らかになってきている 4 。次に、家の建て替えや蔵の取り壊しなどを機に資料の保存場所がなくなるなど、資料の保存環境が大きく悪化してきている。近年は全国各地で古民家や空き家の改装と活用がブームとなっており、福井県内でも同じような動きが見られる。しかし、改装の際に資料の価値を知らない人間によって資料が廃棄されてしまうことも起こりうるだろう 5)。さらには、転居や転出などの理由で資料を処分したり売却したりすることも発生している 6)。実際、他の都道府県では、資料の散逸が進んでいる状況が報告されている 7 。

地域		利用できる 資料群	利用できない 資料群	合計	地域		利用できる 資料群	利用できない 資料群	合計
Α	福井市	156	72	228	J	勝山市	56	72	128
В	吉田郡	34	10	44	K	足羽郡	12	24	36
С	坂井郡	92	43	135	L	大野郡	14	0	14
D	丹生郡	63	20	83	М	敦賀市	21	193	214
Е	武生市	86	35	121	N	三方郡	29	69	98
F	鯖江市	35	33	68	0	小浜市	76	95	171
G	今立郡	33	26	59	Р	遠敷郡	15	50	65
Н	南条郡	28	35	63	Q	大飯郡	20	57	77
I	大野市	68	88	156	Х	県外	122	104	226
					糸	総合計	970	1,026	1,986

表 1 地域別資料群数(2018.4.1 現在)

このような状況の中で、当館の利用者が今後も円滑に資料を利用していくためには、県内の市町教育委員会と協力し、資料所蔵者の把握と資料散逸防止のための措置が不可欠である。また、資料所在確認調査を行い、資料所蔵者を把握することは地域の文化財としての資料の現況を把握し、急速に進みつつある資料の散逸や消滅を防ぎ、文化財保護事業に資すると考えられる。

そこで、当館は昨年度から地域資料保存事業を開始した。これは市町教育委員会と当館が共同して 実施する事業で、資料所在確認調査等の活動を通じて、資料の現況を把握するものである。事業の実 施により、資料の現況把握による資料散逸防止、当館と市町の資料保存に関する協力体制の強化を図 ることも狙いである。

ここでは、当館が今年度に実施した資料所在確認調査について述べる⁸⁾。

1. 資料所在確認調査の概要

(1)調査方法

資料所在確認調査では県内外において福井県史編さん時に調査を行った、あるいは執筆に利用した 資料の所蔵者(1,986)を対象に、5カ年計画で所蔵資料についてのアンケートを実施し、アンケー ト回答用紙の回収により資料所在状況等の情報を収集する。この調査は、資料の所在状況を把握する ためのものであるので、原則として目録と原本の照合は行わず、所蔵者には資料の目録などを送付し ない。また、アンケートと一緒に資料の保存や管理について紹介するための資料を送付する。

アンケート回答用紙が回収できない場合や資料の現況について不明な点がある場合は、電話で連絡をとるなどして調査を継続する。収集した情報は文書館で集約するが、市町と文書館の双方で利用し、今後の資料保存に役立てることとする。

(2)調査計画

今年度当初の調査計画は次のとおりである。

表 2 資料所在確認調査 調査計画

年度	内容	調査対象地域と調査対象数	調査対象数合計
2017年度	資料所在確認調査(1)	敦賀市214 美浜町・若狭町145	359
2018年度	資料所在確認調査(2)	丹生郡83 越前市・池田町180 鯖江市68 南条郡63	394
2019年度	資料所在確認調查(3)	小浜市171 おおい町・高浜町95 県外226	492
2020年度	資料所在確認調查(4)	大野市170 勝山市128 あわら市・坂井市135	433
2021年度	資料所在確認調査(5)	福井市264 永平寺町44	308
			総計:1,986

昨年度は敦賀市・美浜町・若狭町の3市町の資料群359を対象に調査を行った。

福井県史編さん事業がいわゆる平成の大合併以前に行われており、現在と比べて市町村数が大幅に変化している。そのため、合併に伴う資料群の移動が発生しており、各年度の調査対象数は変動してきている。ただし、総計は変わらないため、今後も各調査対象地域の実情に合わせて柔軟に対応することとする。

調査対象地域はおおむね互いに隣接する市町をセットとし、資料が散逸する恐れが高いと考えられる地域から優先的に調査を実施することとしている。

(3)調査の流れ

今年度の調査の流れは次のとおりである。

表3 資料所在確認調査の流れ

5月	各市町教育委員会と事前協議を実施		
6月~7月	所蔵者の調査・アンケート作成・発送準備		
8月~9月	調査開始(アンケート送付・回収)		
10月~1月	資料管理状況の把握、各市町教育委員会と協議 資料の預かり、寄贈・寄託の手続き(必要であれば)		
2月	資料情報の更新		
3月 各市町教育委員会と情報を共有			

今年度はアンケートの発送を8月とした。昨年度は10月に発送していたが、8月は夏休みでお盆の時期には家族や親族が集まりやすいと考えられることから、前倒しすることとした。このようにすることで、所蔵者本人が資料について詳しくなかったとしても、他の家族や親族から資料についての情

報を得やすい。ただし、この時期は寺院や博物館等にとって繁忙期にあたるのが欠点である。

調査を開始するにあたり、5月に越前町・越前市・鯖江市・池田町・南越前町で地元の担当者と事前協議を行った。地元の担当者については、各市町の教育委員会に設けられている文化財担当の窓口に問い合わせて紹介していただいた。

事前協議を終えた後、各市町の担当者に資料の所蔵者について現住所や連絡先等を調査していただいた。その結果、当館で調査しても判明しなかった所蔵者についての情報を得ることができた。地元の担当者だからこそ入手できる情報があり、市町教育委員会の協力は必要だと分かる。ただし、地元の担当者が調査しても情報を得られなかった所蔵者もおり、これらは追跡して調査することは非常に困難であると考えられる。

今年度は福井県で第73回国民体育大会(福井しあわせ元気国体)と第18回全国障害者スポーツ大会 (福井しあわせ元気大会)が9月~10月に開催され、当館の職員はもちろん、各市町の職員も開催の 前後で動員がかかった。そのため、各市町の職員の負担を軽減するために、調査の問い合わせ先は市 町ではなく当館で統一した。

その後、当館でアンケートの作成や発送準備を進め、8月にアンケートを一斉に送付した。発送から締め切りの期間は短めに設定し、所蔵者に速やかに回答することを促すこととした。締め切りを短くしたのは、締め切りまでの期間が長いと所蔵者が回答を忘れてしまったり後回しにしたりしてしまい、アンケートの回収率が低下する恐れがあると考えられたからである。

発送後、当館にアンケートが各地から次々と返送されてきた。返送されてきたものはすぐに中を確認し、回答結果を当館で集約していった。なお、締め切りが過ぎた後もアンケートは返送されてきており、中には資料を実際に確認していたために返信が遅れたという所蔵者もみられた。

(4) アンケート作成

実際に送付したアンケートと添付文書を提示しておく(**図1、2**)。紙面の都合上、文字のサイズや空欄の大きさ、レイアウトなどは実際のものと若干異なるが、内容は全く同じである。

また、今年度も所蔵者に向けて資料の保存や管理について紹介するための資料を作成した⁹。内容は所蔵者にとって分かりやすく実行が容易なもので、A4サイズ1枚である。この資料とアンケート、添付文書を返信用の封筒と一緒に所蔵者へ送付した。

今年度もアンケートはA4サイズ1枚、片面印刷とし、所蔵者が短時間で簡単に回答できるようにした。昨年度の資料保存研修会の講師西村慎太郎氏¹⁰⁾の助言を受け、質問項目は引き続き必要最低限のものとし、所蔵者にとって回答しやすいものとした。

また、できる限り資料についての情報を提供できるよう、資料の例や資料数に加え、調査年月日を 掲載した。調査年月日を追加したことで、誰の代に調査が行われたかどうかが所蔵者に分かる。

質問項目は「所蔵者の名前・住所・連絡先」「資料が確認できるかどうか」「福井県史編さん後に誰かが資料を見に来たり調査したりしたか」「自由記述欄」の4つである。

1つ目の質問で所蔵者の情報を得ることができる。この情報を得ることで、資料の公開許諾を取ったり展示のために借用したりする際などに連絡を取ることができる。何より資料の現在の所在を知る

○○○ ××文書 所蔵者様

平成30年8月6日 福井県文書館

資料所在調査アンケート

このアンケートは、福井県史を編さんする際に資料を調査させていただいた所蔵者様を対象に、福井県文書館が文化財保護を目的とする資料所在確認のために各市町教育委員会と合同で行うものです。 回答で得られた情報は文化財保護の目的以外には使用しません。

以下の質問にお答えください。該当の番号に○をつけ、必要に応じて () 内に書き込んでください。回答は答えられる範囲でかまいません。

1 基本事項についてお尋ねします。現在、古文書等の資料を所蔵されている方について、以下の欄に御記入ください。

名前 (フリガナ)				()
住所	Ŧ	_			
電話番号	自宅 携帯	()	-	
メールアドレス				@	

- 2 そちらに伝えられてきた古文書等の資料は現在も残っていますか?
- (1) はい
- (2) いいえ 理由(
- (3) わからない
- 3 福井県史の編さん以後、所蔵されている古文書等の資料を外部の方が見に来たり調査に来たりしたことがありますか?ある場合、分かる範囲で具体的に教えてください。
- (1) はい 具体的に ()
- (2) いいえ
- (3) わからない
- 4 古文書等の資料について、質問したいことや相談したいことなどがありましたら自由に御記入ください。特になければ、空欄でもかまいません。

御協力ありがとうございました。お手数ですが、8月17日までに同封の返信用封筒にアンケート用紙を同封して御返送ください。

図1 資料所在調査アンケート

文書館第82号

平成 30 年 8 月 6 日

資料所蔵者各位

福井県文書館長 (公印省略)

資料所在アンケートについて(お願い)

貴下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。日頃から県が行う資料調査事業に御理解と御協力を いただき、誠にありがとうございます。

さて、そちらに伝えられております下記の資料については、県が行った「福井県史編さん事業」により、19●●年(昭和▲▲)■月■日 に調査および撮影した後、所蔵者様に返却させていただきましたが、改めて県史編さん事業により調査を行った資料について、県内各市町教育委員会と協働して所在状況を調査することとしました。

つきましては、誠にお手数ですが、別紙のアンケートに御記入の上、添付の返信用封筒にて文書館 まで返信していただきますようお願いします。

なお、今回のアンケートに御回答いただいた内容に関しましては、個人情報の保護など御迷惑をお かけしないよう十分な配慮をいたしますので、よろしくお願いします。

記

資料の概要 ××文書 △点

2. 資料の例 「□□□」

3. アンケート締め切り 平成30年8月17日

4. 回収方法 添付の返信用封筒に入れて御返信ください。

このアンケートについて不明な点がございましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。

福井県文書館

〒918-8113 福井県福井市下馬町 51-11 Tm: 0776-33-8890 fax: 0776-33-8891 mail: bunshokan@pref.fukui.lg.jp

担当者:三好

以上

図2 送付文書

ためには不可欠の情報である。今年度は昨年度と違いメールアドレスを記載する欄を設けた。昨年度 の調査でメールでのやり取りを希望された所蔵者がいたためである。ただし、メールの誤送信を防ぐ ために、当館からメールを送ることはしなかった。

2つ目の質問が今回の調査において一番重要で、この質問によって資料が散逸していないかどうかを判断できる。昨年度から少しだけ質問文の内容を変えており、「そちらに伝えられてきた古文書等の資料」という表現に改めた¹¹⁾。この質問文だと具体性がないため、福井県史編さん事業で調査した資料が本当に残っているかどうかは調査できないが、この調査では所在を確認することが第一であり、原則として目録と照合を行わないためこのような問い方とした¹²⁾。「いいえ」については理由を書くための空欄を設け、どのような理由で資料が散逸したかを調査することとした。

3つ目の質問を入れたのは、もし資料を誰かが見に来たり調査したりしていれば、論文や報告書などに資料についての情報が掲載されていると考えられるからである。

ただし、このままだと質問項目が少ないため、所蔵者が当館に資料についての質問や相談ができるよう自由記述欄を設けることとした。たとえば、資料の寄贈・寄託の要望があれば、ここにその旨を記述することができる。

2. 2018年度の資料所在確認調査の結果について

ここからは今年度の調査の結果について報告する。なお、この研究ノートを執筆している時期の都合上、締め切りから約4か月を経過した2018年(平成30)12月17日時点での結果であることに留意していただきたい。また、回収されたアンケートの中には全ての質問に回答していないものもあった。そのため、返信数と回答数は一致していない点にご注意いただきたい。

返信がなかった所蔵者については、当初の予定通り電話による調査を進め、できる限り所蔵者と連絡を取ることに努めた。

(1) 丹生郡(越前町地域のみ)の資料の状況

丹生郡は福井県史編さん事業当時、朝日町・織田町・越前町・越廼村・清水町・宮崎村で構成されていた。しかし、2005年(平成17)に朝日町・越前町・織田町・宮崎村が合併して越前町となり、越廼村と清水町は06年(平成18)に福井市へ編入された。そのため、丹生郡の資料は越前町と福井市に所在している¹³⁾。そこで、今年度は越前町地域の資料群58件を調査の対象とし、残りの資料群25件については、2021年度の福井市での調査に回すこととした。

越前町で調査を行うにあたり、越前町内に所在する資料に詳しい織田文化歴史館に協力を仰いだ。 同館は越前町内の古文書等の資料に関する業務を行っており、町内の資料について詳しい職員がいる。 そのため、資料の所在や現状、所蔵者の近況等について我々が知らない情報を多く持っていた。

同館の古文書等の資料を収蔵するスペースはいっぱいで、新たに資料群を受け入れるのは難しいと のことだった。ただし、県指定文化財を収蔵するための収蔵庫を新しく建設する予定だそうで、建設 の際は当館の指導および助言をいただきたいとのことであった。

(2) 武生市(越前市)の資料の状況

武生市は2005年(平成17)に今立町と合併して越前市となっている¹⁴⁾。そこで、越前市内に所在する資料に詳しい越前市史編さん室に協力を仰いだ。

越前市では現在越前市史編さん事業が進められており、編さん室の職員が調査を行っているということもあり、越前市内の資料に非常に詳しい。そのため、資料の所在や現状などについて我々が知らない情報を多く得られた。残念ながら、調査開始前にすでに散逸が確認された資料もあった。

越前市では旧今立歴史民俗資料館に新たに古文書等の資料を収蔵するための収蔵庫を建設し、今年 度に完成した。また、武生公会堂記念館という施設もあり、古文書等の資料を多数保管している。し かし、越前市に寄贈・寄託されている資料群もすでに多くあるため、新たに多くの資料群を受け入れ るのは難しいとのことであった。

(3) 鯖江市の資料の状況

鯖江市での調査は鯖江市内に所在する資料に詳しいまなべの館に協力を仰いだ¹⁵⁾。この施設は鯖江市の博物館で、市内の資料について詳しい職員がいる。そのため、資料の所在や現状、所蔵者の近況等について我々が知らない情報を多く得ることができた。

しかし、古文書等の資料を専門とする職員は少なく、古文書等の資料に関する業務も非常に限られた人数で行っているのが現状である。同館も古文書等の資料を収蔵するスペースも限られているため、新たに多くの資料群を受け入れるのは難しいとのことだった。

(4) 今立郡 (池田町・旧今立町) の資料の状況

今立郡は福井県史編さん事業当時、池田町と今立町で構成されていたが、今立町は2005年(平成17)に武生市と合併して越前市となっている。そのため、今立郡の資料は池田町と越前市に所在している¹⁶⁾。

そこで、今立郡での調査は池田町教育委員会と越前市史編さん室に協力を仰いだ。

池田町教育委員会には学芸員は配置されておらず、一般の事務職員が古文書等の資料に関する業務を担当している。担当者も今年度に異動してきたばかりで、町内の資料に詳しくないのが現状である。また、同町には能楽の里歴史館があり、ここに古文書等の資料が収蔵されていたが、数年前から休館中となっている。同館の今後の展開は未定だそうで、資料の保存・管理について不安がある。休館中は無人であるため、収蔵されていた資料は能楽の里文化交流会館に移管しているとのことであった。会館内には池田町教育委員会と池田町立図書館がある。

越前市史編さん室では、旧今立町地域の資料についても調査を行っている。そのため、資料の所在 や現状などについて我々が知らない情報を多く得られた。

(5) 南条郡(南越前町)の資料の状況

南条郡は福井県史編さん事業当時、今庄町・河野村・南条町で構成されており、これら3町村が2005年(平成17)に合併して南越前町となっている。そのため、南条郡の資料は南越前町に所在している¹⁷⁾。

そこで、南越前町内に所在する資料に詳しい職員が配置されている南越前町観光まちづくり課に協力を仰いだ。なお、この職員は南越前町教育委員会の職員も兼ねている。

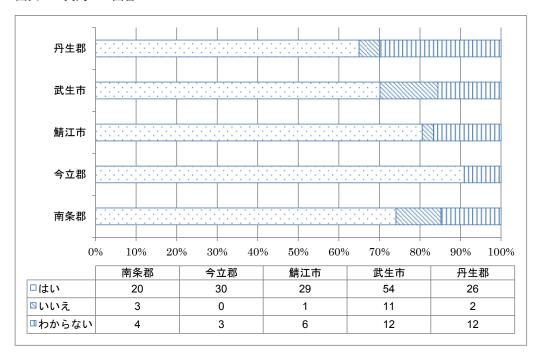
南越前町では福井県と協力して町内の資料の整理や調査を進めている。そのため、いくつかの資料 は調査のために福井県立歴史博物館(福井市)に預けられているものがある。

南越前町も収蔵スペースに余裕がなくなっており、資料を新たに受け入れるのは難しいとのことだった。ただし、資料の数によっては受け入れを考えることも検討できるとのことであった。

丹生郡 武生市 鯖江市 今立郡 南条郡 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100% 南条郡 今立郡 武生市 丹生郡 鯖江市 □返信あり 28 33 36 40 ፟፟፟返信なし 17 33 23 29 36 □宛所に尋ねなし・所蔵者不明 2 3 3 5 1

図表 1 返信状況

図表2 質問2の回答



図表3 質問3の回答

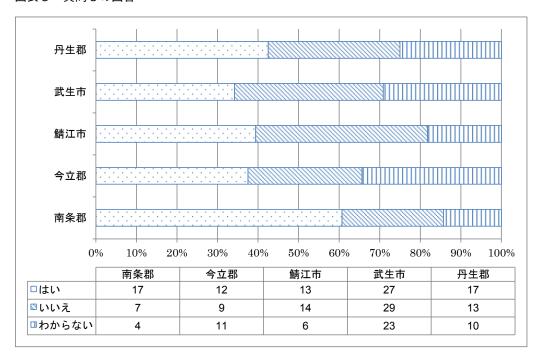


表 4 資料を見に来たり調査したりした人物や団体(質問3より)

丹生郡	・織田町教育委員会 ・越廼村教育委員会 ・小松市教育委員会 ・西尾市教育委員会 ・福井市教育委員会 ・宮崎村教育委員会
武生市	・一乗谷朝倉氏遺跡資料館 ・越前市史編さん室 ・武生市教育委員会 ・早稲田大学
鯖江市	・京都女子大学 ・鯖江市教育委員会 ・同朋大学・北陸電力北陸地方電気事業百年史編さん委員会 ・立正大学
今立郡	・越前市史編さん室 ・同朋大学
南条郡	・今庄町教育委員会 ・日本国有鉄道の関係者 ・福井県立歴史博物館・南越前町教育委員会

表5 自由記述欄の主な回答(質問4より)

- ・代替わりした (回答複数)
- ・資料の散逸の懸念があるため、地元か福井県へ引き渡したい(回答複数)
- ・資料の内容が分からないため、目録や資料の画像を送ってほしい(回答複数)
- ・資料を活字化したものがあれば提供いただけるとありがたい (回答複数)
- ・資料群の名称を変更して欲しい
- ・資料の扱いがよく分からず困っているので、資料の整理をしたい
- ・目録と照合する必要があることは分かっているが、時間がない
- ・資料は厳重保管され、毎年引き継いでいるが、中身についてよく分からない
- ・資料を今後も保存していくにあたり、その重要性や口語訳を伝えていきたい
- ・自分の代までは保存できるが、それ以降は自信がない
- ・文書の管理と保存は大変大事である。保存者の認識と責任の継承を担当より連絡してほしい
- ・資料を一度も見たことがなく、前任者からの引き継ぎもない
- ・資料の紙が弱っているので、画像を提供してほしい
- ・資料は先祖からの貴重な歴史資料と認識している
- ・資料は蔵に残っていると思うが、これまで蔵にほとんど入ったことがない
- ・保管・管理が難しくなった場合の対応方法を教えてほしい
- ・資料は必要なものなのか。廃棄してはだめなのか
- ・くずし字が読めないので、読める人を教えてほしい
- ・資料がどの程度大切なものか分からない

(6) 資料の散逸要因

今年度の調査でも資料の散逸が発生している。散逸してしまった理由はアンケートの回答によると、 次の通りである。

表6 資料が散逸した理由

資料が散逸した理由(質問2より)

- ・資料を処分してしまった
- ・資料を売却した
- ・資料が火災で焼失してしまった
- ・(福井県あるいは地元に) 資料を預かってもらっている (回答複数)
- ・調査時に資料を提出したと思う

今年度では、明確に「資料を処分してしまった」「資料を売却した」「資料が火災で焼失してしまった」という回答が見受けられた。これらの回答については、資料はすでに散逸してしまったと判断できるだろう。

一方、「資料を預かってもらっている」という回答がいくつかあった。実際に預けられていることを確認できた資料もあったが、中には当館や市町の教育委員会、その他の県の施設等でも確認できなかった資料もあった。所蔵者によっては年月が経過して資料の所在があやふやになってしまい、「資料はどこかに預けている(寄託している)」と思い込んでしまっていると考えられる。

また、「調査時に資料を提出したと思う」という回答もあった。提出されたということは現在もどこかで保管されていると考えられるが、該当する資料は当館や市町の教育委員会、その他の県の施設等で確認できなかった。福井県史編さん事業では前述の通り、資料の調査・撮影は所蔵者宅あるいは寺院・公民館などの地元の施設で行われている。例外として借用していることもあるが、調査・撮影が終わればすぐに返却している。資料の返却については、当館に残された業務記録や資料の貸借に関する書類等で確認できる。そのため、所蔵者が「資料は調査員が来た際に提出した(預けた)」と思い込んでいると考えられる。

3. 今後の展望と課題

今年度の調査では、区長の連絡先を外部に提供することができないという市町が複数存在した。これらの市町では、区長会で区長の連絡先を外部に提供しないことが決定されているという¹⁸⁾。そのため、これらの市町では区長に向けてアンケートを発送する際に、担当者に仲介してもらうことで対応した。具体的には、必要な書類や封筒、切手を文書館で用意し、担当者には封筒への詰め込み作業と区長への発送を行ってもらった。しかし、この方法では区長からの返信がなかった場合、当館から電話をかけて調査を継続することはできないという欠点がある。また、返信があったとしても、アンケートの質問1で連絡先が未記入だった場合は当館から連絡を取ることができない。対応策として、各市町に対して区長の連絡先の提供を文書によって依頼することが考えられる。

また、今年度も各市町で広報紙やホームページ等で調査について広報することを依頼したが、いずれの市町でも「全市民(町民)が対象となる内容でなければ、広報することは難しい(できない)」

ということであった。そのため、今年度の調査ではいずれの市町でも広報は行われていない。ところが、昨年度と比較して返信率に大きな差は出なかった。そのため、広報を行うことによってアンケートの回収率が高まるかどうかについては議論の余地がある。

問い合わせ先を全て当館に設定したことについては、あまりデメリットは感じなかった。日によっては集中して当館に電話がかかってきたことはあったが、対応に特に難儀しなかった¹⁹⁾。間違って市町の方に連絡してしまった所蔵者もほとんどいなかった。そこで、来年度以降も当館を問い合わせ先に設定することとしたい。

調査対象の資料群の中には、すでに博物館や図書館等の施設に寄贈・寄託されているものも多い。 各施設で資料の整理が行われ、目録が作成されているが、各施設で作成された目録と当館の目録は作成方法が異なる。たとえば、資料群の名称や資料名、資料の数え方などに違いが見られる。そのため、当館から目録を提供したところ「原本と目録との照合ができない(照合に時間がかかる)」「該当する資料群がどれか分からない(残っているのか分からない)」ということがあった。このような場合では締め切りを気にせずに時間をかけて確認してもらうことで対応したが、今後の当館と各施設における資料整理や目録作成の方法について考えさせられた。

今年度のアドバイザー会議²⁰⁾では、昨年度の調査結果を報告した。その中で「資料が残っているかどうか分からないという回答が多いのが気になる、これらについては何らかの対処方法を考えて資料の行方を追わなければならないだろう」「所蔵者には目録には掲載されていない未調査の史料や否撮資料もあることに留意してもらった方が良い」「区有文書の保存・管理について気になっている、散逸はしていないのか」「文書館としての調査の方針をそろそろ決定する必要がある」といった意見が出た。

今年度も「資料が残っているかどうか分からない」という回答が一定数ある。これらについては代替わりが進んでいること、資料がどのようなものか分からないことなどが回答の背景にあると考えられる。そこで、希望する所蔵者には資料の目録と複製資料のコピーを送付し、時間のある時に資料を確認することを依頼した。

区有文書については「資料は残っていない」「資料が残っているかどうか分からない」という回答がいくつかあった。また、「資料の内容が分からない」「資料の内容を教えてほしい」という回答もあった。地元の担当者からも指摘を受けたが、区長の世代交代が進んでいるということ、区有文書についての引き継ぎや申し送りがどこかの段階でなくなってしまったこと、区有文書の内容や価値が分からないこと、くずし字を読める人間が地区にいないということなどが背景にあると考えられる。そこで、こちらも希望する所蔵者には資料の目録と複製資料のコピー、可能であれば活字化されたもののコピーを送付した。また、くずし字の読み方については、当館で相談できることを案内した²¹⁾。

2年目の調査が終了し、当館も調査を進めるだけでなく、資料の散逸を防ぐための具体的な取り組みを実行しなければならない。そこで、次のような取り組みを行う。

表7 資料の散逸を防ぐ具体的な取り組み

市町やその他の県の施設、大学 や研究機関との協力体制の強化	・文書館から目録や複製資料を提供し、重要度の高い資料群の調査を行う ・収蔵庫の建設や複製資料の作成等について文書館が支援・助言を行う ・資料保存研修会の実施
「資料は大事なものである」と いう認識を所蔵者に持っていた だく	 ・資料所在確認調査で確認できた所蔵者に対して『文書館だより』を毎年送付する²²⁾ ・資料に関する相談会や研修会の実施 ・所蔵者による資料の保存・管理について文書館が支援する
寄贈・寄託の要望への対応	・緊急性の高い資料群は所蔵者の意向を踏まえて市町か文書館で受け入れる ²³⁾ ・緊急性の低い資料群は市町と文書館で経過を観察する ・ 書庫のスペースを確保するために、文書館の書庫内にある未整理の資料群の 整理を進める
資料の調査・読解能力を持ち、	・文書館でのくずし字講座の継続的実施
地域資料を利用につなげる人材	・大学や研究機関との共同調査・研究、専門業者委託による調査・研究の実施
の育成	・中高での総合的な学習の時間で指導可能な人材を育成する研修の実施

当館も予算や人員は限られているが、これらの取り組みはそのような厳しい条件下でも実行できる と考えている。

また、昨年度調査を行った敦賀市・美浜町・若狭町の3市町でも調査は継続している。たとえば、 敦賀市の担当者から「資料の所在について所蔵者から連絡があった」という報告を受けているし、美 浜町が所蔵する資料群の一部が見つかり、美浜町へ返還している。また、今年度に入り美浜町に新た に資料群が寄贈されたという連絡を受け、当館の資料情報を更新した。このように、調査を通して当 館と各市町との協力体制は強化されており、今年度調査を行った5市町でも調査を継続し、協力体制 の強化をはかる。

来年度は調査の3年目、5ヵ年計画の中間地点にあたる。この2年間の成果を活かし、課題へ取り 組みつつ調査を進めたい。

注

- 1) 2018年(平成30) 4月1日現在。
- 2) 2018年(平成30) 4月1日現在。
- 3) 2018年(平成30) 4月1日現在。
- 4) たとえば、当館では公開依頼があった資料群について、公開許諾を所蔵者に依頼し、許諾が取れたものを順次公開している。その際、所蔵者に連絡を取るものの、そこで所蔵者の代替わりが判明することがある。また、所蔵者には許諾に関する書類と一緒に資料群の目録を送付するものの、実際に資料を見て目録と照合するよう依頼していない。そのため、たとえ公開されている資料群であっても、資料が散逸していないかどうかは明らかではない。
- 5)「福井の熊川宿にシェアオフィス 古民家改修、若者と交流期待」(『産経新聞』 2018.4.8 朝刊)では、東京 の会社によって福井県若狭町の「菱屋」という古民家が改修されたことが報道されている。この古民家は元々勢 馬清兵衛家の持ち物で、この家には P004 勢馬清兵衛家文書(未許諾)が伝わっていた。記事によれば、この 改修には若狭町も協力しているということだが、昨年度の調査に協力していただいた若狭町の担当者は勢馬家が 大阪方面に転居したことしか知らず、現在の所蔵者の名前や連絡先も知らなかった。そのため、昨年度の調査で

- はアンケートを送付することができなかった。記事には古民家の元の所有者の名前と住所も掲載されており、思わぬ形で資料の所蔵者についての手がかりを知ることとなった。
- 6) すでにインターネット上のオークションで福井県の資料が売買されていることが確認されている。このことについては「福井県内の古文書がネットで散逸 バラバラにされオークションに」(『福井新聞』 2018.1.8 朝刊)で報道されている。
- 7) 他の都道府県の事例としては、山本幸俊「地域史料の保存と文書館 新潟県立文書館、史料所在確認調査の試み 」(『新潟県立文書館研究紀要』創刊号、1994年、新潟県立文書館)、龍野直樹「地域資料保存事業への思考と試行」(『和歌山県立文書館紀要』第6号、2001年、和歌山県立文書館)、『三重県資料現況確認調査報告書』(2007年、三重県生活局)、などを参照されたい。
- 8) 昨年度の調査結果については、『福井県文書館年報 第15号 平成29年度』(福井県文書館 2018年)、三好康太 「文書館による資料所在確認調査について-2017年度の調査結果-」(『福井県文書館研究紀要』第15号、2018年、 福井県文書館) を参照されたい。
- 9) 前掲注7「地域史料の保存と文書館 新潟県立文書館、史料所在確認調査の試み 」によれば、調査にあたって 所蔵者に対して「古文書の保存と管理について」という資料を配布し、所蔵者に喜ばれたことが報告されている。
- 10) 西村慎太郎氏は NPO 法人歴史資料継承機構の代表理事も務めており、主要な論文に「民間所在資料散逸の要因」(『名古屋大学大学文書資料室紀要』21号、2013年、名古屋大学大学文書資料室)などがある。また、昨年度の資料保存研修会については「歴史資料守れ 学芸員ら研修 福井、他県事例学ぶ」(『福井新聞』 2017.12.8 朝刊) で報道されている。
- 11) 昨年度の調査では「福井県史の編さん時に調査された古文書等の資料は現在も残っていますか?」という質問文であった。しかし、大半の所蔵者にはどれが調査された古文書等の資料なのか分からないため、この問い方では回答しづらいと考えた。
- 12) 当館では寄贈・寄託を前提に受け入れた資料群について目録との照合を行うことがある。しかし、目録と原本の みで照合を行うのは確実性に欠けることがこれまでの資料整理で分かっており、確実に照合するには複製資料を 用いなければならない。
- 13) 朝日町の資料については『朝日町誌 資料編 3 諸家文書他』(朝日町誌編纂委員会 1999年 朝日町役場)など、宮崎村の資料については『宮崎村誌 上巻』(宮崎村誌編さん委員会 1984年宮崎村役場)など、越前町の資料については『越前町史 上巻』(越前町史編纂委員会 1977年 越前町)など、織田町の資料については『織田町史 資料編 上巻』(1971年 織田町誌編集員会)などを参照されたい。
- 14) 武生市の資料については『武生市史 資料編 諸家文書 (一)』(武生市史編纂委員会 1970年 武生市役所)などを参照されたい。
- 15) 鯖江市の資料については『鯖江市史 史料編 第二巻 諸家文書編 I』(鯖江市史編纂委員会 1986年) などを参照されたい。
- 16) 池田町の資料については『池田町史 史料篇』(池田町史編纂委員会 1982年 池田町役場) など、旧今立町の資料については『今立町誌 第二巻 史料編』(今立町誌編さん委員会 1981年 今立町役場) などを参照されたい。
- 17) 今庄町の資料については『福井県今庄町誌』(今庄町誌編さん委員会 1979年 今庄町) など、河野村の資料については『河野村誌 資料篇』(河野村誌編さん委員会 1980年 河野村) など、南条町の資料については『南条町誌』(南条町史編集委員会 1976年 南条町教育委員会) などを参照されたい。
- 18) このような市町では、たとえ正規の職員であっても、自由に区長の連絡先を閲覧することが困難になっているという。
- 19) 基本的にこの調査に関する問い合わせは担当者のみで対応している。担当者が不在の場合は他の職員が相手の連絡先や問い合わせ内容を聞いておき、後日担当者が連絡して対応している。
- 20) 昨年度のアドバイザー会議では調査を開始するにあたり、アンケートの内容について協議を行い、得られた意見 や助言等を参考にアンケートを作成した。なお、当館のアドバイザー会議については『福井県文書館年報 第15

- 号 平成29年度』(福井県文書館 2018年) などを参照されたい。
- 21) 当館ではくずし字の読み方や判読についてのレファレンス (調査・相談) を随時受け付けているが、基本的には 個人の力で行うようお願いしている。これは資料の調査・読解能力を持ち、地域資料を利用につなげる人材を増 やすためでもある。
- 22) 今年度の『文書館だより』は従来からの送付先に加え、昨年度の調査で返信のあった所蔵者にも送付した。『文書館だより』が送付されてくる理由を知らない所蔵者もいるため、今年度の特集記事の1つを資料所在確認調査とした。
- 23) 今年度はいくつかの資料群を当館や市町で受け入れている。これらは寄贈・寄託を前提に受け入れており、当館や市町で資料の整理や調査等を進める。